

56 漁業の安全操業確保への環境整備について

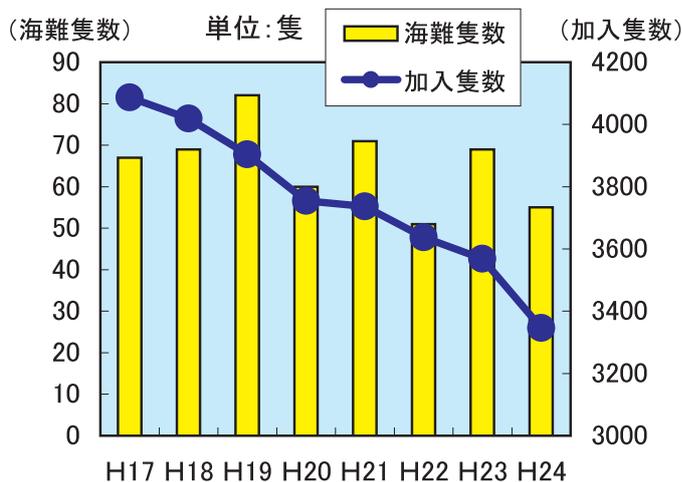
【農林水産省、国土交通省、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

「東日本大震災」の被災実態等を踏まえ、津波災害や予期せぬ事故から漁業者の命と漁船等の財産を守るため、緊急時連絡通報手段の確保対策を講じるとともに、海上作業に従事する漁業者へのライフジャケット着用が義務化されるように提案する

- 1 緊急情報を自動受信可能な漁業無線への加入促進を図るため、漁船の漁業無線海岸局への加入義務化並びに漁業無線設置への支援措置を講じること
- 2 漁業無線事業の継続のために、統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じること
- 3 漁業操業の安全・適正化を確保するだけでなく、離島における漁業は国境監視等の役割も果たしているため、離島の漁業無線存続のために支援措置を講じること
- 4 漁業者の安全操業を確保するため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」を改正し、全面的なライフジャケット着用義務化の措置を講じること

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



対馬は、4局を対馬無線組合が運営



長崎県の漁業無線海岸局
26局: ●

※ 海難事故は毎年発生しているが、漁業無線海岸局に加入し、航海警報や位置情報等の交信を行う漁業者は年々減少している。

(出典) 海難隻数：第七管区海上保安部「漁船海難月報」
加入隻数：漁業取締室調べ

【1 漁船の漁業無線海岸局への加入義務化の措置を講じることについて】

- 漁船の航行並びに操業の安全確保はもとより、災害発生時等の緊急時の漁船への連絡には、漁業無線の一斉通報が有効な通信手段です。
- H23. 3. 11東日本大震災の際、停泊中の漁船の中には、高台にある無線局から津波の目視情報を受信し、漂流物を避けて津波の中を沖合いに向け航行し、避航した船舶が確認されています。
- しかしながら、漁船には漁業無線海岸局への加入義務がないため、携帯電話の普及等により、漁業無線海岸局への加入船舶が減少しています。無線事業の運営が困難となった団体が無線業務を廃止すれば、漁業者の安全操業が確保できなくなる恐れがあります。
- 漁船の海岸局への加入を義務づけることは、規制緩和と逆行することとなりますが、漁業者の安全操業確保のために漁船は海岸局に加入し、陸上と確実に通信できる手段が確保されることが必要不可欠です。

【2 統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じることについて】

- H23. 3. 11東日本大震災の際に、被災を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に大津波の来襲が予想されたため、漁船への避難呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。
- 県内26箇所の漁業無線海岸局のうち、漁業無線事業のみに特化した「対馬無線組合」「長崎無線協会」は、組合員の賦課金のみが事業収入であることから、組合員の減少により非常に厳しい事業運営を強いられています。
- よって漁業無線通信事業を将来にわたり継続していくためには、漁業無線海岸局の存続について国が支援を行うことが必要です。
- そこで、漁業無線事業の統廃合等の合理化に取り組む漁業無線海岸局に対しては、無線施設の整備（増設や改修等）にかかる経費を助成することで統廃合が促進され、無線局の体制強化が図られます。

【3 離島地域の安全操業を確保するための通信手段に対する支援措置を講じることについて】

- 離島地域における漁業無線事業は、操業の安全・適正化を確保するだけでなく、国境監視等の役割を担っています。
- そこで、漁業無線通信を維持・継続するためには、離島の漁業無線海岸局の存続に対して、国が支援措置を講じる必要があります。

【4 ライフジャケット着用義務化の措置を講じることについて】

- 現行の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」では、漁業者に適用するライフジャケットの着用義務について、「航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに從事している場合」と規定しており、2人以上が乗り込んでいる漁船や、漁場に向けて航行している場合などには着用義務が生じないことから、漁業者の生命と安全の確保のため、従事形態や乗船人数にかかわらず、全面的にライフジャケットの着用を義務化しなければならないと考えます。

57 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

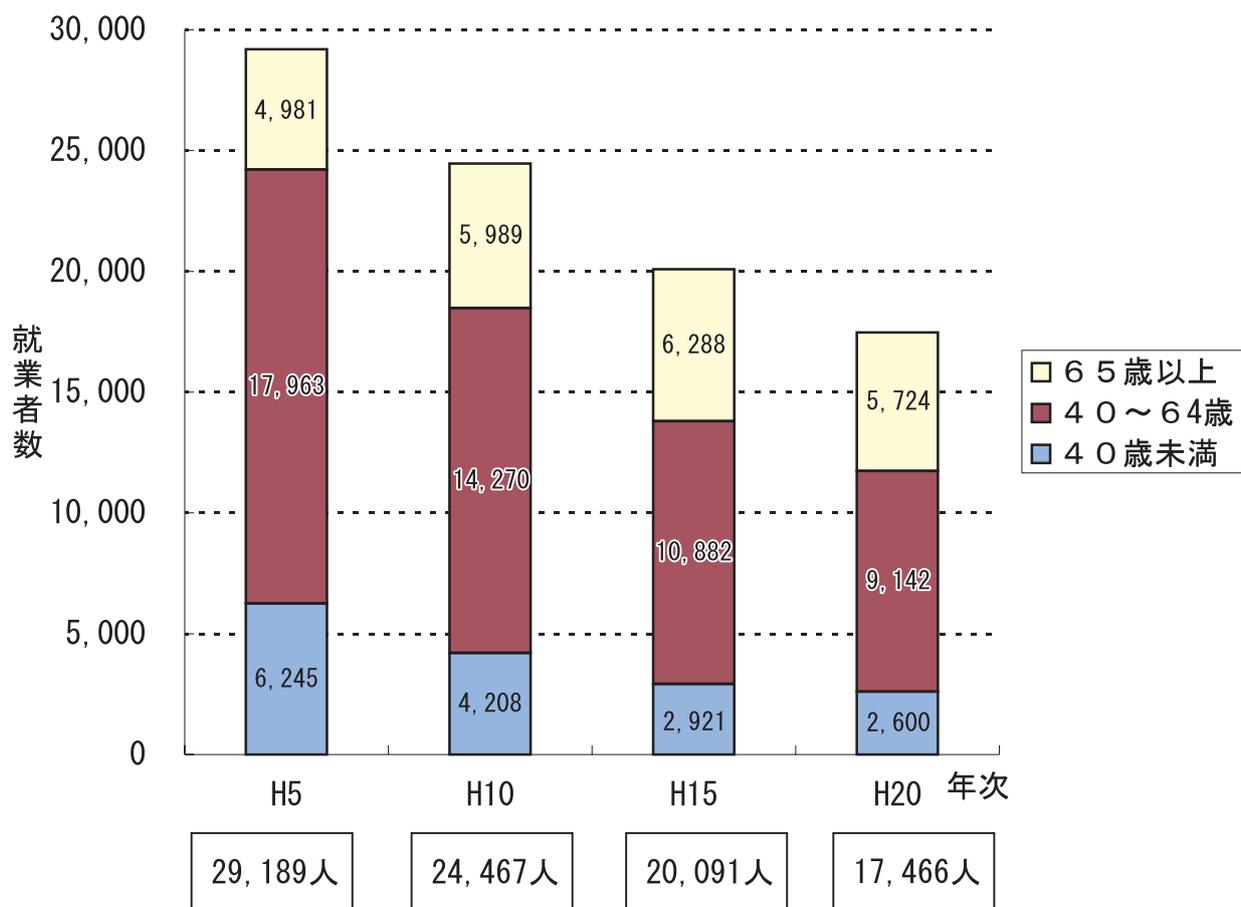
【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

漁業就業者数の減少及び高齢化が進む中、新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題である。しかし、漁業を始める際の初期費用は高額で、安定的な収入を得るにはかなりの経験年数が必要などの課題があり、就業減少に歯止めがかからないのが現状である

よって、国が平成25年度に拡充している新規漁業就業者への支援制度について、新規就農者に対する所得確保支援制度と同様に、就業後の支援制度についても創設すること

長崎県漁業就業者数の推移



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新規就業者数(人)	134	147	146	152	152	170

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

漁業者所得（東シナ海3～5トンの個人経営体）が、昭和63年の2,595千円から平成20年に1,814千円（昭和63年比69.9%）まで減少するなど漁業では厳しい経営環境が続く中、高齢者の引退が進み本県の漁業就業者数は昭和63年の35,445人から平成20年に17,466人（昭和63年比49.3%）まで減少しています。

漁業への就業が期待される漁家子弟が就業を希望せず、漁業外からの参入（U、I、Jターン）も進まず、さらに沖合漁業（以西底曳、大中型まき網）の衰退により雇用先も大きく減少しており、漁業就業者の33%を65歳以上が占めるまで高齢化も進んでいます。

本県にとって水産業は、安全安心の食糧生産に止まらず、水産物流通業や水産加工業、造船業など裾野の広い関連産業をもつ重要な産業であり、特に漁業が重要な基幹産業となっている離島・半島地域では、水産業の衰退は、地域の衰退、さらには地域の存続にも直結しており、新規漁業者の確保は喫緊の課題となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

漁業では、対象となる魚種、海域、季節、潮時等に合わせて漁具や漁法を選択して操業する必要があり、さらに年々変化する漁海況に合わせて操業する対応力も必要となります。また、漁船の操船方法やドック、エンジンの保守についても学ぶ必要があります。

このため、新規就業者が指導者なしに操業を開始することは非常に困難であり、外部からの参入が進んでいません。

また、指導者に就いて操業を開始しても、漁業は自然条件の影響を受けやすく、漁業技術を習得するには時間がかかることから、経験の少ない新規就業者は安定した収入を得ることが出来ず、せっかく漁業に就業しても辞めてしまう事例も多く見受けられます。

従って、漁業技術習得研修中や着業初期の生活費等を支援することにより、円滑な就業・定着を促進し漁業就業者を確保することが重要と考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

長崎県では就業定着の意欲と能力があると市町が認める者に対し、市町が漁業技術研修期間中の生活費を支援（15万円/月以内、生計を一つにする場合10万円/月以内、最大24ヶ月）する単独の補助制度（県補助率1/2以内）を設けており、平成17年度から平成25年度までに99名が利用しています。さらに、平成26年度からは、着業間もない漁業就業者へ補助制度を拡充し、一定の漁業技術向上への支援を行うことにより離職を防ぐ取組を強化します。

全国的に漁業就業者が減少する中、国が進める新規就農対策と同様に、漁業就業初期の不安定な生活を緩和するため、平成25年度に創設した就業準備期間中（2年以内）の生活費等の支援に加え長期研修期間中及び就業後（5年）も支援の対象とする制度の創設を提案するものです。特に、本県は離島が多く漁法も多様であり、青年就業準備給付金の対象を漁業学校以外で座学などカリキュラムに縛られず、即戦力につながるよう漁業者の指導の下で現地研修する技術習得（※）も対象とすることが望まれます。

国における新規就業者支援制度の比較

	就業前		就業後					
	1年目	2	1	2	3	4	5	
研修生	農業 (H24年度から)	給付金 ・150万円/年	給付金 ・150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年	給付金 ・独立型150万円/年
	漁業 (H25年度から)	給付金 ※ ・150万円/年	給付金 ※ ・150万円/年	(今回要望)				
指導者	農業 (H24年度から)		就業 研修経費 ・雇成型 最大10万円/月	研修経費 ・雇成型 最大10万円/月				
	漁業 (H25年度から)		研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月 ・雇成型 最大14.1万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月	研修経費 ・独立型 最大28.2万円/月			

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

本県では平成17年度から国に先駆けて、研修期間中の生活費等の支援や、新規就業者に貸与する漁船を取得する漁協を支援したところ、事業実施後の新規就業者数は9年間で1,325名と、年間平均就業者は実施前5カ年間の1.2倍に増加しており、新規漁業就業者への直接的な支援が効果的に機能していると考えられます。

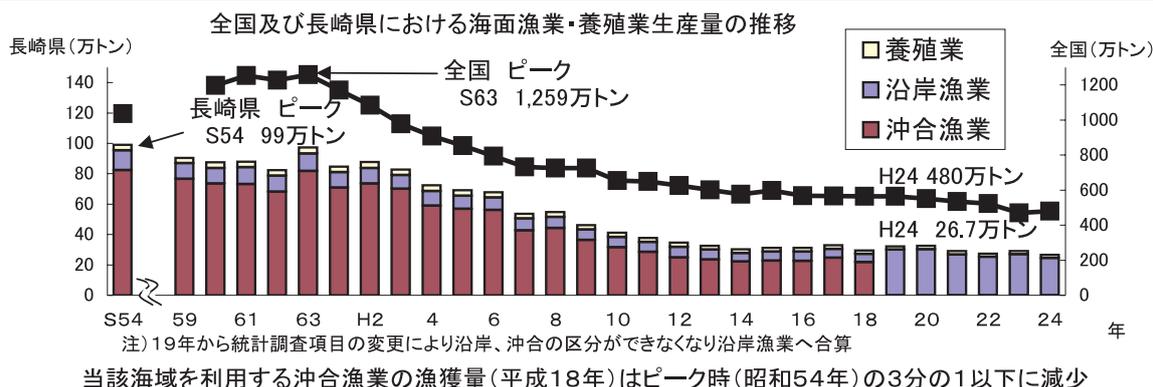
さらに、漁業着業初期の生活費の支援を行うことで、漁業経営がより安定し、漁業就業者の確保といっそうの定着が進むことにより、若い漁業者による漁村地域の活性化が期待されます。

58 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【農林水産省、外務省、国土交通省、文部科学省、独立行政法人水産総合研究センター】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
 - (1) 日中暫定措置水域・中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早急に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を推進すること
また、近年急増している中国虎網漁船の管理強化について、交渉を推進すること
 - (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について本県漁業者の意向を踏まえた見直しを行うこと
 - (3) 日台漁業取決め水域においては、我が国漁業者の操業実態を踏まえ、将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置を講ずること
 - (4) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化の他、国境監視の役割を担う沿岸漁業者の監視活動への支援及び監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
 - (5) 東シナ海等における本県漁業者の操業の安全を確保すること
 - (6) 外国船の避泊対策を行うこと
 - ①入域者の緊急避難ルール遵守の徹底
 - ②指導、監視体制の強化
 - ③本県漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
 - (1) (独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
 - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図るとともに、昭和60年に進水後、28年が経過し老朽化がみられる練習船「長崎丸」の代船建造を早急に進めること
 - (3) 日中韓の三国間の連携による東シナ海・黄海の資源研究等の充実を図り適切な資源管理に繋げるとともに、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（七管及び九調）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6	9
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1	6
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7	15



写真1：五島市玉之浦港における中国船避泊状況（平成24年8月27日）



写真2：長崎大学漁業練習船『長崎丸』

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域及び中間水域、日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と我が国の、双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効して久しくなりますが、排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、中国漁船や韓国漁船の操業に対し、我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域が広範囲に設定されています。

これらの水域においては、ここ数年間で急増した中国虎網漁船をはじめ多数の外国漁船が集中して操業し、本県漁船の操業が著しく困難な状況が生じているとともに、資源管理措置が確立されていないため、資源状態の悪化が懸念されています。

このため、双方の排他的経済水域の境界を中間ラインで画定し、当該水域の資源管理を自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組による資源管理措置を早急に構築する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と、我が国が主張している排他的経済水域を中間線で境界画定するための交渉の継続を要望します。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

日中・日韓新漁業協定に基づく政府間交渉により、毎年、お互いのEEZにおける操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件等が漁業種類毎に定められています。

(参考)

2013年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中： 9,814トン、321隻（漁期：H25.6月～H26.5月）

日韓： 60,000トン、860隻（漁期：H25.7月～H26.6月）

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者からは、韓国はえ縄漁船の操業禁止区域を五島西沖海域から東経128度以東海域へとする禁止区域の拡張、韓国はえ縄漁業によるタチウオ漁獲割当量の削減、中国及び韓国漁船に投棄漁具を出させない取組の実施、韓国中型機船底びき網の操業禁止期間の変更、韓国の排他的経済水域における操業日誌の署名時間の見直し（現在、午前0時前と午前0時以降で記録する必要があり、夜間操業に支障がある）などの要望がっており、具体的要望事項として毎年別途提出しているところですが、これら本県漁業者の意向を尊重した操業条件の見直しを要望します。

(3) 日台漁業取決め

○将来に亘り安定的な操業が確保できるよう必要な措置とは

当該海域は、本県の大中小型まき網漁業、東シナ海はえ縄漁業の操業区域であり、大中小型まき網漁業では当該海域で年間漁獲量の3割を占める経営体もあります。

これまで、台湾船との漁場競合等のトラブルは特に生じておりませんが、今後、台湾虎網漁船等の大量進出が懸念されるため、将来の安定的操業の確保が図られるよう、操業条件の設定や資源管理等への取組が必要です。

(4) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況であり、特に、平成23年末には本県五島市鳥島付近の領海において、中国漁船が領海侵犯操業により拿捕されるという悪質な事案も発生するなど、県内漁業者の不安は高まっています。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

併せて、我が国排他的経済水域等の監視について、現在、日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域の監視等を国事業により漁業者が行っているところですが、監視区域の拡大など事業の充実を要望します。

さらに、本県の漁業取締船は、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め、情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っています。そのため、漁業取締船と連携を取っている県内漁協自警組織による監視活動を含む、本県の漁業取締体制への助成を望みます。

(5) 操業の安全確保

○本県漁業者の操業の安全確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・安全操業を含めた当該海域での安全性の確保について要望します。

(6) 避泊対策

○入域者の緊急避難に係るルール遵守と、指導、監視体制の強化とは

荒天時の外国漁船の緊急避難については、新漁業協定及び業界間で取り決めた緊急避難に際してのルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地において水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去には養殖いかだの破損事案等が発生し、また、無通報などルールに反した入港も見られたことから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・中国船避泊隻数：H20 43隻、H21 46隻、H22 85隻、H24 268隻、H25 18隻 (H23:0)
- ・破損事案等：H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など（近年は破損事案等なし）

○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地までの誘導ブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置について要望します。

【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

○(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を望みます。

○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実及び長崎丸の代船建造とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を望みます。

長崎丸は長崎大学の練習船として、昭和61年から学生の実習や調査に用いられていますが、進水後28年を経過し、老朽化がみられるため、代船建造を望みます。

○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構(仮称)の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制を強化する必要があります。現在、日中及び日韓の2国間の資源評価の枠組はありますが、3国が協調した本格的な資源評価は行われておらず、今後、日本、中国、韓国の3カ国が連携の上、資源評価を実施し、同評価に基づく資源の共同管理体制の構築が必要です。

さらに、富栄養化、大型クラゲの発生、海洋汚染等の国を跨る環境問題に対しても、3カ国の連携した取組が必要です。

このため、資源管理のための海洋環境と水産資源に関する科学的知見を取りまとめるとともに、資源評価の枠組形成を担う日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の早期の創設と具体的な取組を望みます。

○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構(仮称)についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

59 離島漁業再生支援交付金制度について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

平成26年度に第2期の事業終期を迎える離島漁業再生支援交付金制度は、漁業集落が共同で取り組む漁業再生活動を支援することにより、離島漁業集落の維持・活性化に大きな役割を果たしているが、離島漁業は依然として厳しい状況にあるため、第3期として制度を5年間延長すること

平成25年度 集落協定の締結状況

市町名	集落協定締結数 (うち特認離島の締結数)	協定参加 漁業世帯数	交付額(千円)
長崎市	1	7	952
佐世保市	3(1)	302	41,072
平戸市	4(1)	93	12,648
松浦市	2(2)	69	9,384
対馬市	37	2,200	299,200
壱岐市	10	900	122,400
五島市	15	1,154	156,944
西海市	1	40	5,440
小値賀町	1	167	22,712
新上五島町	7	1,225	166,600
計	81(4)	6,157	837,352

〔本県における取組の例〕

- 漁場の生産力の向上に関する取組
 - ・種苗放流(ヒラメ・カサゴ・オニオコゼ・アワビ・サザエなど)
 - ・産卵場・育成場の整備:イカ産卵床の設置
 - ・漁場の管理改善:ガンガゼ等の食害生物の駆除、磯洗い
 - ・漁場環境の保全対策:海岸清掃、海底清掃
- 集落の創意工夫を生かした新たな取組
 - ・新規養殖業への着業に向けた試験栽培
 - ・漁具の改良
 - ・新たな漁場の探索
 - ・未利用・低利用水産物を活用した加工品開発
 - ・出荷調整用筏や漁獲物鮮度向上水槽を活用した流通体制の改善・高付加価値化
 - ・魚体を傷つけない氷の使用や取扱の統一、産地表示シールの作成等によるブランド化

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

離島の漁業は、周辺に良好な漁場を有し、我が国水産業の前進基地であるとともに漁場の保全の観点からも、大きな役割を有しています。

一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では、輸送コストや輸送に要する時間等で不利な条件下におかれているうえ、漁業就業者の高齢化や担い手不足、水産資源の低迷、魚価安、燃油価格高騰や資材費の値上がりなどにより離島の漁業経営は厳しい状況となっています。

このような厳しい状況にある離島漁業の再生のため、離島漁業再生支援交付金制度では、漁業集落が共同で取り組む再生活動に対する支援がなされています。

本制度による漁業再生活動の実施により、蓄用施設による出荷調整や共同出荷による魚価向上、周辺集落で共同してのイワガキの新規養殖着業・販売促進による所得向上、種苗放流によるアワビ・サザエの漁獲量増加など様々な成果が現れてきています。

また、本制度に漁業集落が自主的に取り組むことにより集落の連帯や資源管理意識が深まり積極的な漁業再生活動や集落の活性化へと繋がっています。

このように、本制度は、離島漁業集落の維持・活性化に大きな役割を果たしていますが、第2期の事業期間が平成26年度までとなっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本制度は、平成26年度で事業終期を迎えますが、取組によっては時間を要するものもあることや、離島漁業は依然として厳しい状況にあることから、本制度による支援を継続する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

離島漁業再生支援交付金制度を継続し、第3期として5年間の延長を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

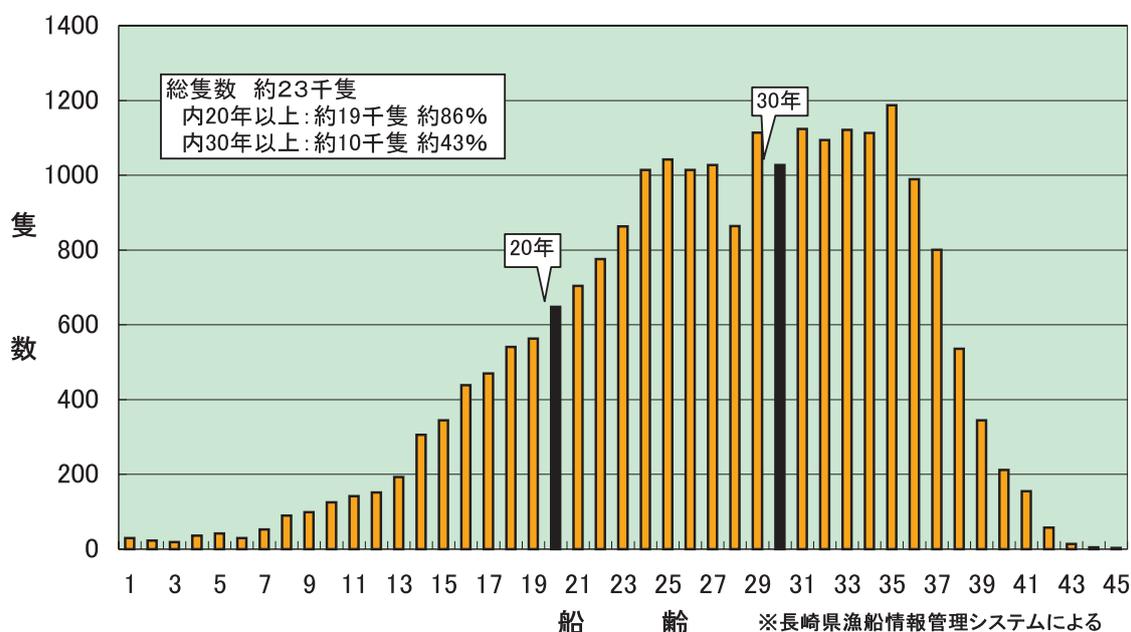
離島の漁業集落において実施されている、漁業再生活動の継続が可能となり、離島漁業の維持・活性化が図られます。

60 FRP漁船の廃船処理対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 FRP船リサイクルシステムについて、より利用しやすくするための見直しを行うこと
- 2 FRP漁船の廃船処理（リサイクル）に係る法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等を構築すること
- 3 特に、老朽化が進み長期間放置・係留等が懸念されるFRP漁船については、廃船処理費用に係る財政的な支援措置を至急講じること



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(H25年12月31日現在)

長崎県におけるFRP船リサイクルシステムと産業廃棄物処理における処理費用の比較例(12m未満船の場合)

処理方法	処理費用/隻	備 考
リサイクルシステム	31~34万円	一斉処理、一斉処理+前処理等
産業廃棄物処理	15~22万円	一斉処理、一斉処理+金属リサイクル処理等

※平成21、22年に県内で比較実施

全国(九州)におけるFRP船リサイクルシステムの処理実績(隻)

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理実績	146(20)	629(41)	786(27)	758(59)	707(26)	758(61)

※(社)日本舟艇工業会資料より抜粋

【1 「FRP船リサイクルシステム」について】

○より利用しやすくするための見直しとは

長崎県のFRP漁船の8割以上は船齢20年以上となっており、老朽化が進んでいます。また、全国の状態も本県と同様であり、FRP漁船の使用年数（一般的に30～40年）から判断すると、今後10年程度で使用を終え、廃船が大量に排出され始めると予想されます。

現行のFRP船リサイクルシステムは、高額なリサイクル料や搬送料に加え、受付期間や取引場所が限定される等の課題があり、処理実績は伸びていません。現在、廃FRP船の多くは、処理コストが割安な産業廃棄物で処理されていますが、処分場の残余容量より、大量の廃FRP漁船が排出されると、すべての廃船を処分することは難しくなるのではないかと懸念されます。

今後予想される廃FRP漁船の大量排出に備え、当該システムの割高な処理コストや限定的な取引場所・受付期間等を改善し、排出者がより利用しやすいシステムを早急に構築する必要があります。

【2 「法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等」について】

○法的な整備並びに処理費用の預託・積立制度等とは

全国の都道府県を対象にFRP漁船の廃船処理に係るアンケート調査を行ったところ、回答県の約8割から、国等による財政的な支援や処理費用を予め預託・積立制度の構築が必要であるとの回答が得られました。廃船処理対策の抜本的な解決には、自動車や家電製品のようなリサイクル法の整備並びに業界も巻き込んだ中での処理費用の預託・積立制度等の構築が必要と考えます。

なお、法的な整備を進めるにあたっては、FRP漁船は自動車や家電製品と比べて、①再生率が低く、処理費用が割高、②使用年数が長く、転売等で所有者が変更になる等、一貫した管理が困難、③関連業界が大手企業から中小、零細企業まで多岐にわたっていることから、統一的な対応が難しいといった課題があり、今後これらの解決が必要です。

【3 「廃船処理費用に係る財政的な支援措置」について】

○財政的な支援措置とは

廃船処理には高額な処理費用や手間を要することから、漁港や港湾等に長期間放置・係留されるFRP船が全国的に確認され、問題化しています。本県の漁港区域においては121隻の放置船が確認されており（平成25年3月末現在）、今後、行政側が放置船を処理するケースが増えると、行政負担の増大も懸念されます。

排出者負担が原則ではありますが、特に船齢30年以上の船については、廃船まであまり期間がないことから、所有者の経済状態や所在不明等、長期間放置される可能性の高い船の廃船処理に要する経費について、特例として財政的な支援措置を至急講じる必要があります。

なお、長崎県では、平成24～26年度にかけて「FRP漁船廃船処理対策事業」を実施しており、各地域の現状や課題に応じた廃船処理手法を検証しています。これらの結果を踏まえ、今後、改めて提案・要望を行うこととしています。

61 森林吸収源対策の推進と林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、環境省】

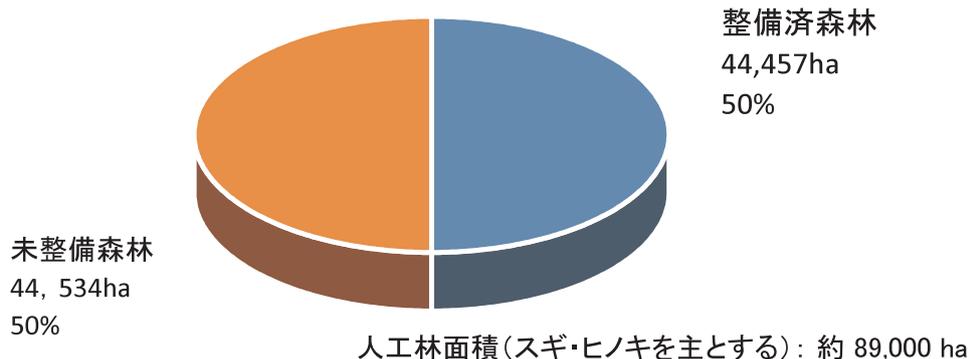
【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林吸収源対策の推進のため、森林整備等に対する補助制度の拡充を行うとともに、その財源を確保すること
 - (1) 再造林による森林の若返りや森林整備を進めるため、補助率の嵩上げや搬出間伐にかかる運搬経費を補助対象にするなど、森林所有者の費用負担を軽減すること
 - (2) 林業事業者等が健全な経営をおこなうために必要な一般管理費相当額を補助の対象として認めること
 - (3) 「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を位置付け、森林整備を着実に推進するための安定的な財源として確保すること

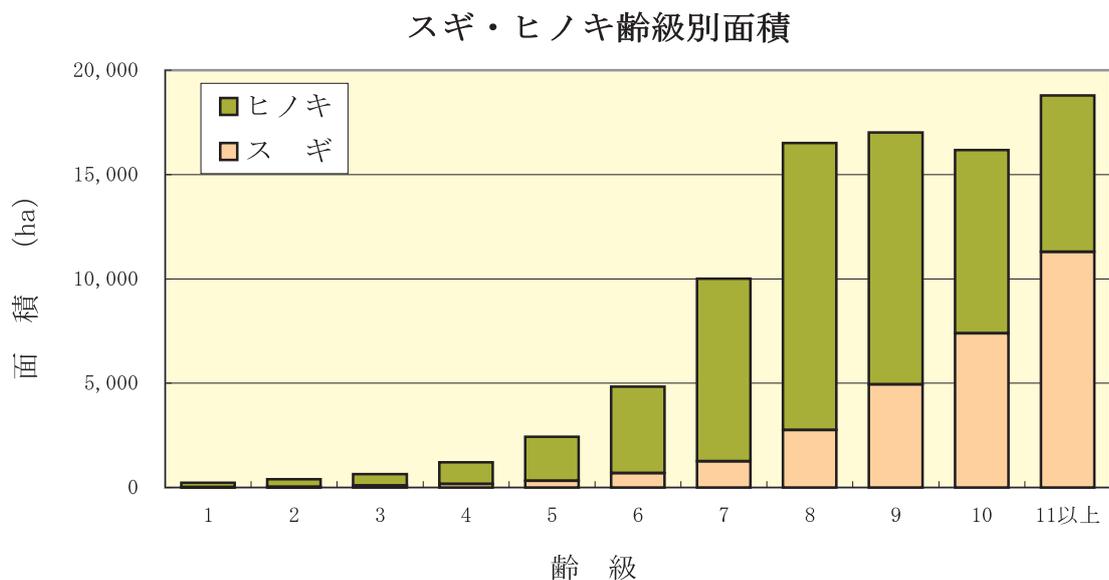
- 2 林業公社に対する支援制度を拡充すること
 - (1) 株式会社日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
 - ① 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
 - ② 利用間伐推進資金の貸付条件を緩和するとともに償還円滑化資金に対する国による利子補給制度を創設すること
 - (2) 長伐期施業のための分収林契約変更等を一定以上の権利者の同意により可能とする制度を創設すること
 - (3) 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - ① 特別交付税措置を継続し拡充すること
 - ② 地方債を拡充すること

森林吸収源対策の推進について

○ 人工林の整備の状況（平成24年度末現在）



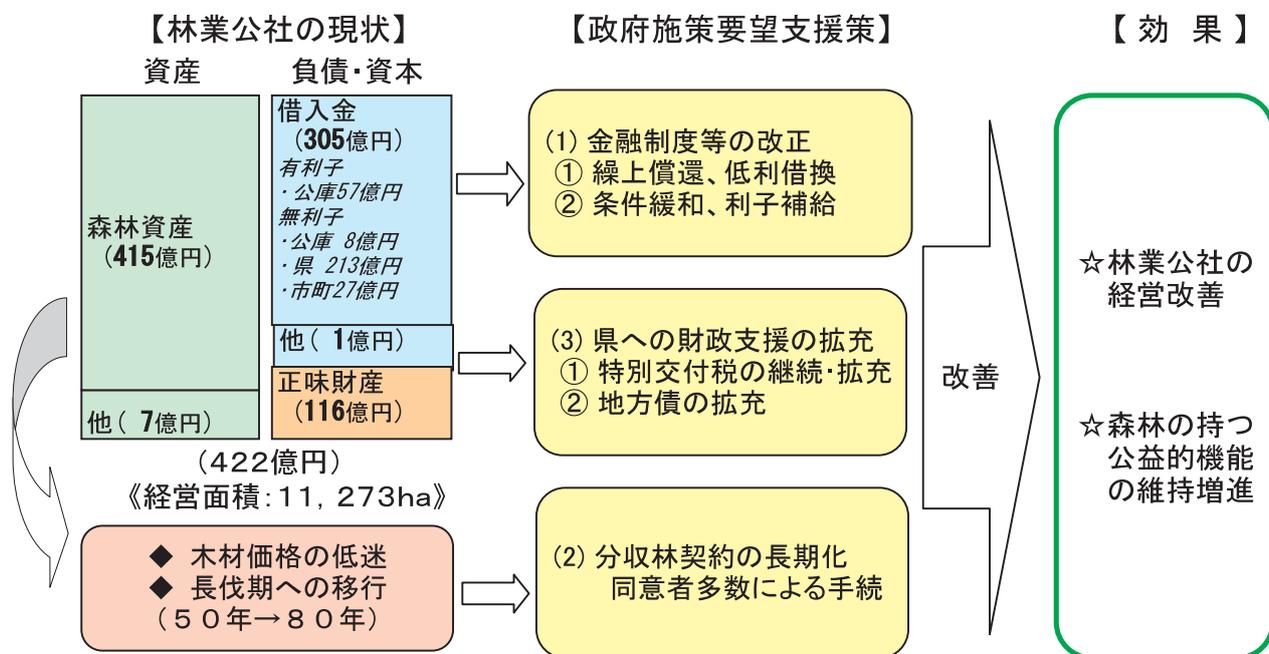
○ スギ・ヒノキ齢級別面積



※ 年齢級: 林齢を5年ごとに「ひとくくり」にしたもの

林業会社に対する支援制度の拡充について

○ 林業会社の現状と支援策



【森林吸収源対策の推進について】

- 国において、「森林吸収源対策として、COP17等で国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限値3.5%（1990年度比）分を最大限確保することを目指す」としています。
- 森林吸収源対策の推進については、森林の整備が大きな役割を担っていますが、経営の成り立たない森林においては、森林所有者の費用負担があると、なかなか整備が進みません。そのため、県の独自課税である「ながさき森林環境税」を活用し、森林所有者の負担を軽減して、森林保全のための整備を実施していますが、整備の必要な荒廃した森林は、まだまだ多い状況です。

同様に、搬出間伐においても、森林所有者の収入が十分に期待できる箇所は少なく、その整備が進んでいません。

また、人工林の林齢構成をみると、林齢の高い森林が著しく多く、持続可能な森林経営がおこなえるバランスのよい林齢構成となっていません。そのため「伐って植える」という林業本来の生産活動が必要となりますが、伐採による収入だけでは再造林の経費がまかなえず、持続可能な森林経営が成り立たない人工林が多く存在し、森林の若返りが進んでいません。

さらに、森林整備等を推進するにあたって、整備を実施する林業の担い手不足が顕著化しており、林業事業体の育成が課題となっています。
- 森林吸収源対策の推進に大きな役割を担っている森林の若返りや森林整備を進めるためには、補助率の嵩上げや搬出間伐にかかる運搬経費を補助対象にするなど森林所有者の負担を軽減するとともに、林業事業体が健全な経営をおこなうために必要な一般管理費相当額を補助の対象として認めるなど、既存の補助制度の拡充が不可欠です。
- さらに「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、森林整備を着実に推進するための安定的な財源として確保することを望みます。

【株式会社日本政策金融公庫の融資制度等について】

- **高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度の創設とは**

林業公社においては、日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入金が現在も多く残っており、その利息負担が経営を圧迫しておりますので、高金利の貸付金に対する任意繰上償還または低利借換が実施できる制度の創設を望みます。
- **利用間伐推進資金の貸付条件の緩和とは**

「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、各年度の償還元金の90%を借入できる有利子資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、利用しづらいものとなっておりますので、各々の資金を単独で借りることができる制度にすることを望みます。

また、林業公社が進めている長伐期施業における伐採時期に合わせた償還となるよう償還期限の延長を望みます。
- **償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設とは**

林業公社にとって「償還円滑化のための資金」の借入は、実質的な償還期限の延長になるものの、新たな金利負担の発生になりますので、借換後の金利負担を軽減し経営改善を図るため、「償還円滑化のための資金」に対して国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

【分収林契約変更等を一定以上の権利者の同意により可能とする制度について】

- 林業公社では、現在、森林の公益的機能を重視した長伐期施業への移行を推進しておりますが、土地所有者について多数の相続人や消息不明者が存在するなどの場合、分収林契約の期間延長や登記等の手続きが非常に困難な状況となっております。
- 複雑化する権利関係の保全を的確に進めるため、一定以上の権利者の同意により分収林契約の変更や登記等を可能とする分収林特別措置法の改正を望みます。

【森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援について】

○特別交付税措置の継続及び拡充とは

都道府県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、現在、算定された利息相当額の1/2が特別交付税で措置されていますが、今後とも継続するとともに措置率の引き上げを望みます。

○地方債の拡充とは

平成21年12月に総務省から示された「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」は、分収林事業の特殊性が反映されていないため、平成23年3月に策定された「林業公社会計基準」を反映させるなど、起債要件の緩和を望みます。

62 強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新規就農し定着する農業者を増やすため、青年就農給付金については、施策の継続と必要な予算を確保すること
- 2 野菜価格安定事業については、国内の野菜の流通形態の多様化に対応し、一定の集荷計画がある産地については、産地要件「出荷に関する条件（共販率）」を廃止すること
また、対象となる出荷期間を産地の実情に応じて拡大すること
- 3 加工・業務用野菜生産基盤強化事業の対象品目の拡大すること
- 4 平成25年度補正予算で措置された「攻めの農業実践緊急対策」は、地域の特性を活かした多様な農業の展開等を図る上で極めて有効な政策手段であることから、平成27年度以降も継続すること
また、本県は、離島・半島等が多く中山間地域が8割を占めることから、事業費全体に占める高収益品目等導入支援事業に係る助成額の上限を緩和すること
- 5 果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業について、事業の継続並びに拡充を図ること
 - (1) 果樹経営支援対策事業において、全ての振興果樹の改植を定額助成の対象とすること
 - (2) 果樹経営支援対策事業の利用に関わらず、振興品種への新植・改植については果樹未収益期間支援事業の対象とすること
- 6 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
特に、条件が厳しい中国に対して、本県特産のイチゴ、柑橘や牛肉など輸入可能品目の拡大を働きかけること
また、輸出先国の残留農薬基準に適合した農産物を生産するための防除暦を地域で作成する取り組みについて支援すること
- 7 畜産・酪農経営安定対策並びに配合飼料価格安定対策について、制度の継続並びに財源の確保を行うこと
- 8 肉用牛施設整備等事業については新規就農者等の確保、育成を図るため制度の拡充を行うこと
- 9 担い手への農地集積の加速化に資する農地の基盤整備については、農家負担軽減の観点から国庫補助率の嵩上げを図ること
また、農地の基盤整備に活用している農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業に新設された「中山間地域型」については、対象地域の採択要件「水田50%以上」を撤廃すること
併せて、基盤整備の実施主体となる土地改良区は、地域の営農にとって重要な組織であることから、運営経費の助成を行うこと

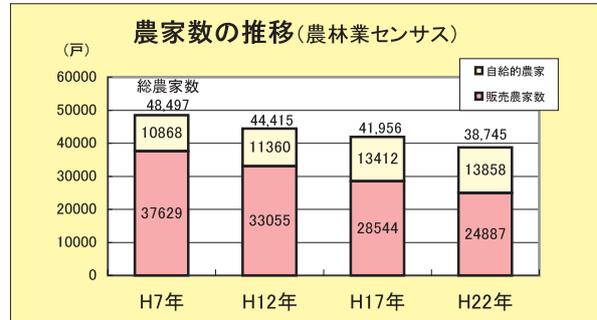
【本県農林業の現状】

1. 立地条件

本県は多くの離島と半島から成り立っているため、海岸線が長く地形が複雑で、急傾斜地が多く、耕地条件には恵まれていない。大消費地から遠隔地にあり、地理的・地形的な条件には恵まれていないが、温暖多雨な気候であり、地域の特性を生かした多様な農林業が展開されている。

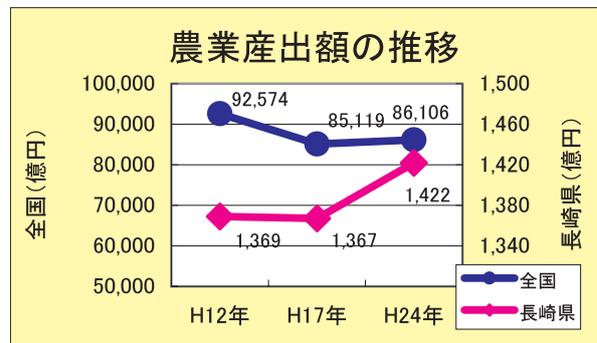
2. 農家数

平成22年の総農家数は3万8,745戸で、平成17年に比べて3,211戸(8.3%)減少。販売農家数は総農家数の64%を占め、そのうち主業農家は7,901戸で販売農家の32%に当たる。



3. 農業就業者

平成22年の農業就業人口は40,936人でこの20年間で半減している。65歳以上の高齢率は55.7%となっており、担い手の確保が大きな課題。24年度の自営新規就農者数は174人。



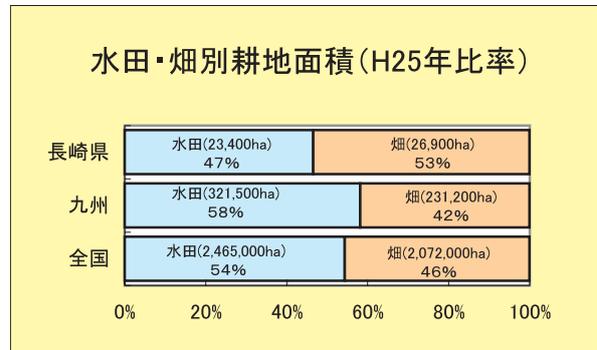
4. 農業生産

平成24年の農業産出額は1,422億円で、全国的に減少傾向にある中、本県は近年増加傾向で推移している。

(上位品目)	順位	品名	金額(億円)
	第1位	肉用牛	181
	第2位	米	159
	第3位	豚	118
	第4位	ばれいしょ	94
	第5位	いちご	92

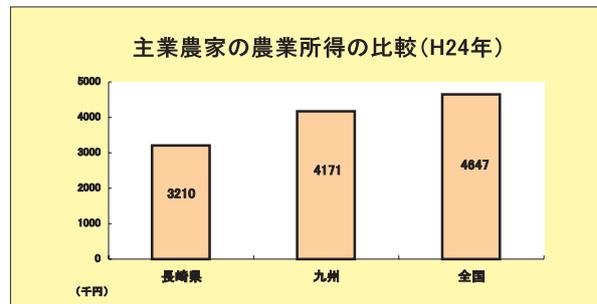
5. 耕地面積

平成25年の耕地面積は5万300haで年々減少傾向にある。水田が46.5%、普通畑が40.6%、果樹・茶などの樹園地が12.9%であり、他県に比べ畑の比率が高い。また、急傾斜農地の割合が高く、地形的な制約が大きいこと等により、土地基盤整備が遅れており、一戸当たりの耕地面積も1.15haと小規模である。



6. 農業経営

平成24年の主業農家の農業所得は、1戸当たり3,234千円で、全国平均(5,021千円)の約64%となっている。



7. 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

- 本県の農林業に従事する世帯員の総所得が、他産業に従事する世帯並かそれ以上の所得を安定的に確保し、職業として農林業に従事することを希望する人が増加している。
- 経営の発展や後継者の確保を目指し法人化を進める経営体が増加するとともに、血縁関係以外の後継者が農林業を継承する体制が構築されている。
- 県民や国民に対し食料を安定的に供給する農地、全ての県民に対し公益的機能による恩恵を与えてきた森林や農山村地域を、農林業に携わる者と県民が一体となって守っている。
- 農山村地域に農林業に関連する新たな雇用の場が創出され、集落を守る人材が確保されている。
- 農林業・農山村の重要性が国民・県民に十分認知され、本県農林業経営体の発展、農山村の活性化に向けて県民が積極的に参加している。

【1 新規就農者の確保・育成に向けた支援対策について】

○ 青年就農給付金については、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得確保を支援するものであり、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策であるため、今後も制度を堅持するとともに必要な予算の確保を要望します。

○ 青年就農給付金の給付状況

H24年度実績	準備型： 31人、 56, 125千円
	開始型： 139人、 134, 250千円
H25年度実績	準備型： 38人、 38, 125千円
	開始型： 218人、 285, 750千円
H26年度計画	準備型： 28人、 42, 000千円
	開始型： 354人、 496, 125千円

【2 野菜価格安定事業における共販率の廃止と出荷期間の拡大について】

○ 野菜価格安定事業とは

野菜の価格暴落時に価格差補給金を交付する事業であり、補給金の交付により野菜農家経営を安定させ再生産を促し、生鮮野菜の安定生産を図っています。また、卸売市場への計画的な出荷を定めているため、国民生活に不可欠な野菜の安定供給に大きく寄与しています。

○ 流通の多様化とは

実需者、消費者のニーズに対応するため、6次産業化や契約取引、直接販売等に取り組む生産者等が増加し、流通形態が多様化しています。

一方、消費地に安定的に野菜の必要量を供給するためには、今後も従来からの市場流通も必要です。

○ 産地要件「出荷に関する条件（共販率）」の廃止とは

野菜価格安定事業では「出荷に関する条件（共販率）」が定められていますが、流通形態の多様化や大規模法人の出現等により要件の維持が困難になっています。

このような中、増加している輸入野菜に対応しつつ、国産野菜産地が安定供給を行うためには、産地要件（共販率）を廃止し、出荷量を要件として野菜産地を維持することが必要です。

○ 対象となる出荷期間とは

対象となる出荷期間は、野菜生産出荷安定法施行令をもとに全国一律で定められていますが、本県を含む西南暖地の出荷期間と現在定められた出荷期間は乖離しており、一部対象とならない期間が発生しています。

○ 産地の実情とは

現在、定められた出荷期間以外に本格的に出荷をしている産地があり、野菜価格安定対策事業の対象となっていないため、生産者の経営安定を図るためには対象となる出荷期間を拡大することが必要です。

特に本県の春だいこんについては3月から出荷しており、3月の出荷量は全国的に高い占有率であるものの、3月の出荷分は現行の野菜価格安定対策事業の対象になっていません。

長崎県における春だいこんの月別出荷量

(単位：t)

	H23年産	H24年産	H25年産	3ヵ年平均	割合
3月	3,978	3,885	3,995	3,952	25.6%
4月	5,845	5,461	6,459	5,921	38.3%
5月	5,341	3,968	5,226	4,845	31.3%
6月	851	1,114	248	737	4.8%
合計	16,015	14,428	15,928	15,457	100.0%

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 34品目 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	25ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
	指定・選定者	大臣指定	知事選定
資金造成割合	国	6/10	1/3
	都道府県	2/10	1/3
	生産者	2/10	1/3
平均価格	過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出		
保証基準額	平均価格の90%	80%	
最低基準額	平均価格の60%	55%	
補填率	原則90% ※1	80%	
事業実施主体	(独)農産産業者振興機構		都道府県野菜価格安定法人

※1 産地類型の農業性等から、供給計画に対する出荷実績の乖離の度合い等に応じて、補填率を3区分(70%～90%)
 ※2 特定野菜のうち、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

【3 加工・業務用野菜生産基盤強化事業の対象品目の拡大について】

○加工・業務用野菜生産基盤強化事業とは

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を進める産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する場合に3年間支援するものであり、加工・業務用野菜の推進に大きく寄与しています。

○対象品目とは

現在の対象となっている品目は、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそうの5品目に限定されています。

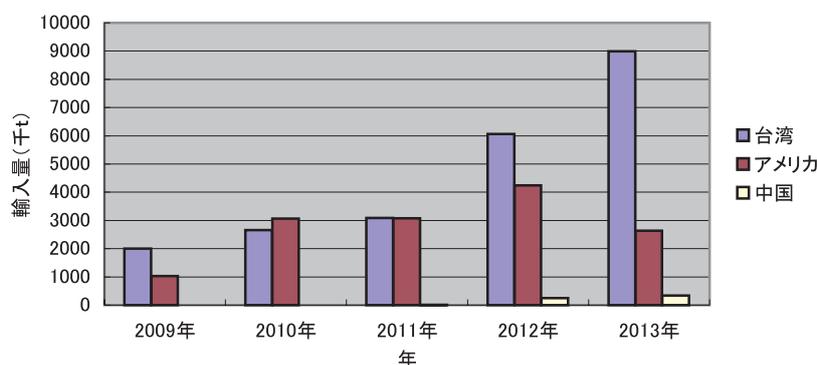
業務用レタスは、近年、台湾産を中心に輸入量が急増しており、国産需要の減退につながりかねず、早急な対応が求められています。

○作柄安定技術とは

近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となる中、安定的に供給できるような作柄安定技術の導入が喫緊の課題となっており、土壌・土層改良、被覆資材の使用等の対策が必要になっています。

以上のことから、国内産地の競争力が高め、業務用レタスの産地拡大を推進するため、同事業の対象品目にレタスを追加することを要望します。

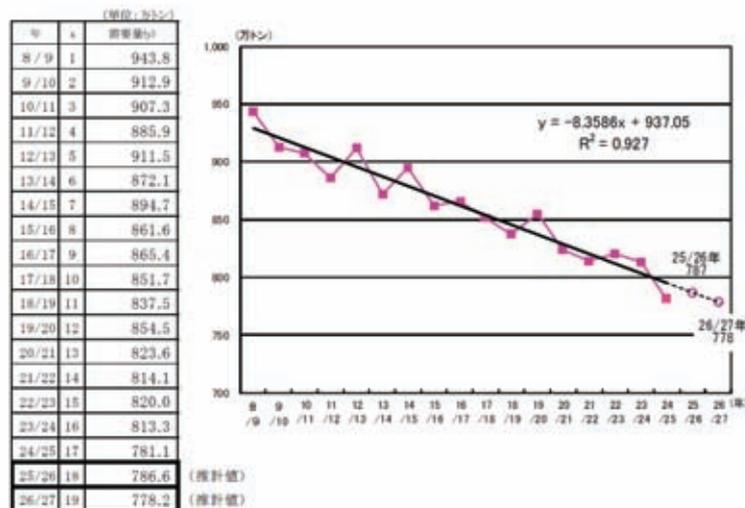
レタスの輸入量の推移



【4 効率的な機械化体系の確立や高収益作物への作付転換等への支援について】

主食用米については、全国ベースで毎年約8万トンの米需要が減少していることから、米価安定のためには、引き続き主食用米からの転作を推進する必要があります。そのためには、実需者のニーズに対応した水田フル活用による麦・大豆、飼料作物や園芸作物など本県の特性を生かした低コスト・高収益な生産体制への転換に必要な機械等への支援を、地域の対応が可能な一定期間が必要なため、27年度以降も継続していただくよう要望します。

全国の米需要量の実績



【5 果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業の継続及び拡充について】

○果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業の継続とは

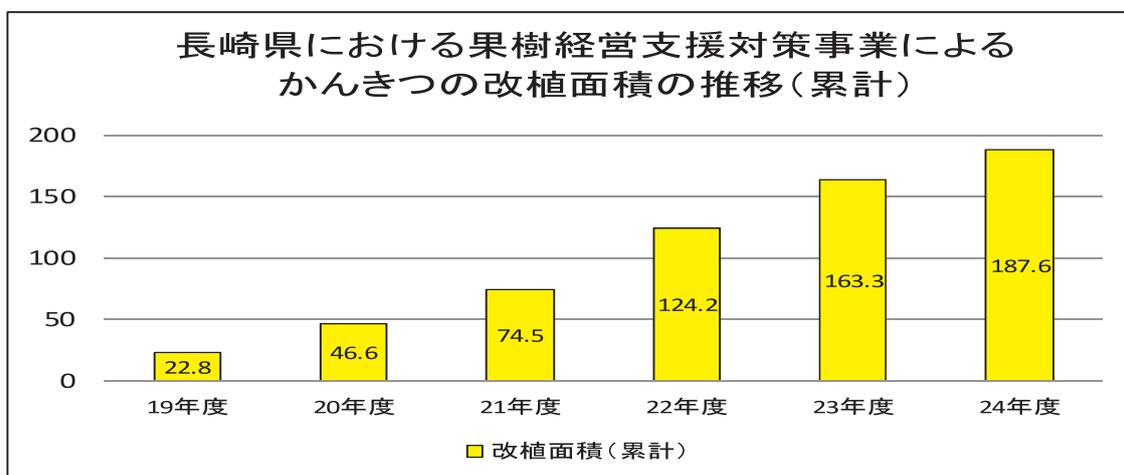
競争力のある産地への構造改革を確実に促進させるため、果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業が大きく貢献してきたが、平成26年度で終了となっており、さらに優良品種への更新や園地の整備等果樹産地の構造改革が必要であるため、平成27年度以降の継続実施を望みます。

○全ての振興果樹への定額助成とは

現在、みかんとりんごの改植については定額助成であることから、事業に取り組みやすく実績が上がっていますが、他の果樹についても、優良品種への改植をより推進するため、全ての振興果樹（びわ、ぶどう、なし、もも、すもも、いちじく等）が定額助成の対象となるよう望みます。

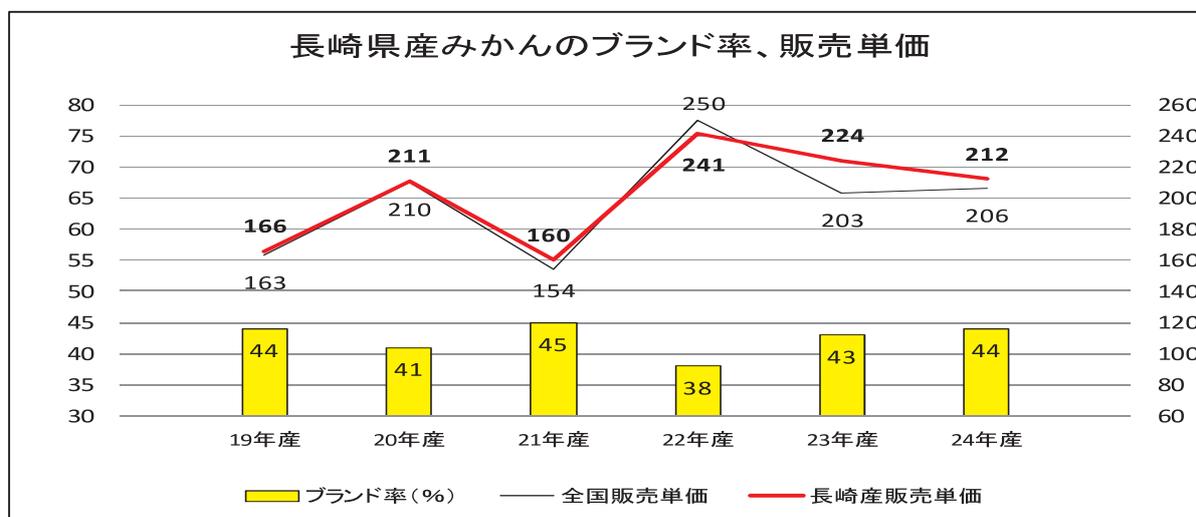
○果樹経営支援対策事業の利用に関わらない新植、改植園の果樹未収益期間支援とは

改植は、未収益期間の育成経費の一部を支援する事業はあるが、新植は対象とならないので、新植も補助対象となるよう制度の見直しを要望します。



平成19～24年におけるかんきつの優良品種への改植実績 (ha)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
改植面積	22.8	23.8	27.9	49.7	39.1	24.3



(ブランド率:全農ながさき 販売単価:全国10地域市場)

【6 農産物の輸出拡大について】

○諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけとは

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。

輸入検疫は、国外から病害虫が侵入し、これらが蔓延して農作物に被害を及ぼすことや、残留農薬等による健康被害を防ぐために行われる輸入の禁止や輸入農産物等の検査、検査結果に基づく消毒・廃棄等の処理です。

アジア地域のうち、香港やシンガポールへの輸出においては、植物防疫証明書無しで輸出することができますが、その他の国・地域においては、各国においてそれぞれの検疫条件が付されています。

また、国内で登録・使用されているが諸外国で残留農薬基準が設定されていない農薬があるため、輸出相手国によっては輸出向けに使用可能な農薬が限定されています。

今後、国としても輸出を推進していることもあり、日本政府から、諸外国・地域に対し、検疫条件の緩和による輸出の拡大について働きかけることを強く要望します。

○中国に対する輸出拡大の働きかけとは

特に中国においては、現在、リンゴ、ナシ以外の青果物の輸出は認められず、本県特産のイチゴ、柑橘や牛肉等について、政府間の検疫条件の緩和要請・協議への更なる取り組み、輸出を可能とするよう働きかけを強化することを強く要望します。

○防除暦作成の取り組みへの支援とは

本県では、輸出相手国の残留農薬基準に応じた防除暦を作成しようとしており、輸出用防除暦を産地へ早期に導入するために都道府県が取り組む新たな防除体系の確立や現地実証に利用できる予算の確保を要望します。

【7 畜産・酪農経営安定対策について】

○畜産・酪農経営安定対策とは

生乳・肉用子牛や肥育牛、肉豚、鶏卵価格が低落した場合でも経営が継続できるよう、あらかじめ、国・県及び生産者が基金を造成し、一定以上の価格の低落時に、生産者に対して生産者補給金を交付する制度で、畜産経営の安定に寄与しています。

○配合飼料価格安定対策とは

配合飼料価格安定対策とは、配合飼料の主原料であるとうもろこし等飼料穀物の価格高騰や円安の急激な進展を受け、配合飼料の価格高騰による生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための対策です。

○制度の継続及び財源の確保とは

畜産農家の経営継続と発展のためには、恒久的な経営安定対策が必要であることから、制度の継続並びに財源の確保を要望します。

配合飼料価格安定対策については、平成25年7－9月期に財源が枯渇し、十分な補てんがされなかったことから、財源の確保を要望します。

○配合飼料価格の推移

(円/トン)

年	期間	配合飼料 価格①	補てん金 ②	生産者 負担額
平成23年	1-3月	55,950	3,250	52,700
	4-6月	58,100	4,700	53,400
	7-9月	59,500	4,700	54,800
	10-12月	58,650	2,100	56,550
平成24年	1-3月	56,350	0	56,350
	4-6月	57,500	0	57,500
	7-9月	58,500	450	58,050
	10-12月	63,250	5,450	57,800
平成25年	1-3月	63,250	4,300	58,950
	4-6月	66,450	5,800	60,650
	7-9月	67,900	※2,400	65,500
	10-12月	65,900	700	65,200
平成26年	1-3月	65,400	0	65,400

※ 制度上、補てん額は5,050円であったが、財源不足のため2,400円の補てんとなった。このため、不足額の半分(1,325円)を国が緊急対策として措置したが、残りについては、生産者団体等が負担した。

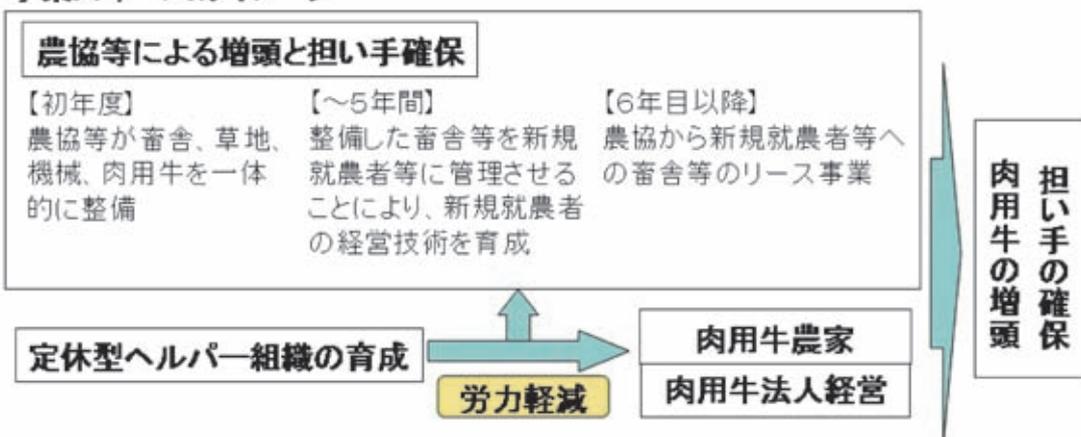
【8 肉用牛施設整備等事業における制度の拡充について】

○制度の拡充とは

肉用牛経営は担い手不足が進展しており、経営開始時の初期投資が大きいことや、投資した資金の回転率が悪いこと、定期的な休日の確保が困難なことなどから、新規就農者の定着や規模拡大が難しい作目です。また生産から出荷までに長期間を要する肉用牛経営において、安定した収入を得るためには、生産性を確保するための飼養管理技術と、それを習得する時間が必要です。

これらの課題への対応策として、農協等が、肉用牛飼養施設や草地、機械、家畜を整備し、経営が安定するまでの一定期間、農協等直営として新規就農を希望する者を雇用し技術習得をさせた後、当該飼養施設等をリースできるメニューや、ゆとりある肉用牛経営のための定休型ヘルパー組織の育成に係るメニューにより、肉用牛の増頭と担い手確保の実現に係るソフト・ハードを組み合わせた事業スキームとなるよう、制度の拡充を要望します。

事業スキームのイメージ



【9 農地の基盤整備の農家負担軽減について】

○農家負担の軽減とは

農地の基盤整備における農家負担は、現状では新規に取り組む場合の事業推進の足かせとなっている場合が多く、基盤整備が進まない要因の1つとなっております。

そのため、農家の負担軽減のため、農地の基盤整備事業における国の補助率を国営事業なみの補助率（補助率2/3）とすることを強く要望します。

○中山間地域型の採択要件廃止とは

国の補助事業である、農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の改訂により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限っては「10ha以上」に緩和した「中山間地域型」が新たに創設されたところです。

本県は、中山間地域を多く抱え、受益面積20ha以上を確保出来ない場合も多いことから有効な改訂だと考えおりますが、その対象地域には「水田が50%以上」という制限がかかっており、畑地帯においては、従来どおり20ha以上が必要となります。

しかし、本県では、特に整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進していることから、新たに創設された中山間地域型の制度が畑地帯においても有効に活用できるよう「水田50%以上」の要件廃止を要望します。

○土地改良区への助成とは

農地の基盤整備の実施主体である土地改良区は、農業農村整備事業等により整備した農地・農業水利施設の維持管理、補修、更新等を、各種国庫補助事業等も活用しつつ、組合員（農家）から徴収した賦課金により実施しております。

しかしながら、過疎化・高齢化の進展とともに、農産物価格の低迷・農業生産資材の高騰等により、組合員（農家）の農業経営は厳しい状況となっており、賦課金の徴収が滞るなどこのままでは土地改良区等の健全な運営のみならず、今後の存続についても危ぶまれている状況です。

以上のことから、土地改良区の事務所経費等、運営経費に対する国の助成を要望します。

63 鳥獣対策による農作物被害防止対策の強化について

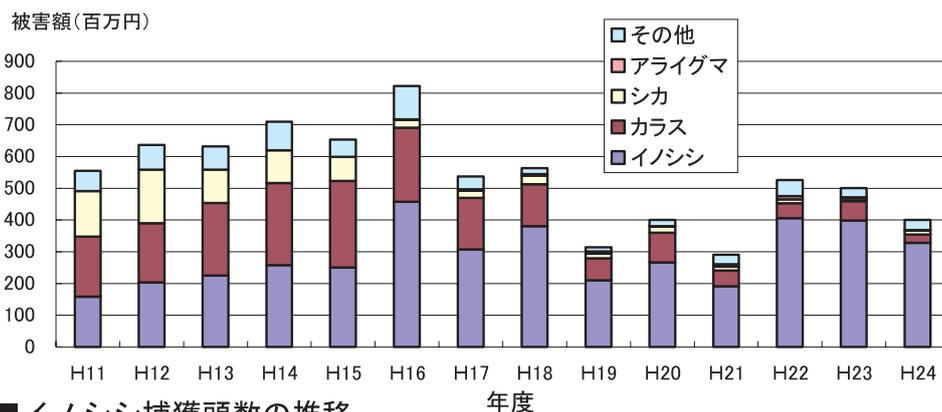
【農林水産省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

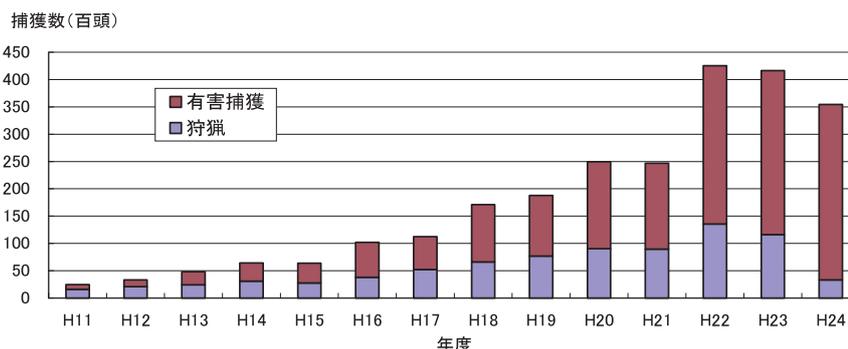
農作物の被害や生態系被害が拡大していることにあわせて、町中にイノシシが出ることによる人的な被害を防ぐためにも、農村部等における被害防止対策を強化すること

- 1 鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算を確保すること
- 2 被害対策の担い手となる鳥獣被害防止実施隊の活動強化のため、補助事業における定額助成の上限を無くすこと
- 3 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため国において必要な研究をすすめること
 - ・イノシシの繁殖抑制技術など革新的な個体数調整技術の研究開発
 - ・イノシシの分布行動調査に基づく、効果的な捕獲技術の研究開発
- 4 鳥獣保護法の改正に伴い「保護」から「管理」への転換を図るために必要な予算の確保を行うとともに、絶滅が危惧される希少動物ツシマヤマネコの保護が重要となる対馬や国立公園の保全を進めるべき地域においては、国が自ら主体となって捕獲事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理を推進すること

■有害鳥獣による農作物被害額の推移



■イノシシ捕獲頭数の推移



【1 必要な予算の確保について】

○鳥獣被害防止対策を実施するために必要な予算の確保とは

本県の有害鳥獣による農作物の被害額は、平成16年度以降、減少傾向を示していましたが、平成22年度は約5.3億円、23年度は約5億円と増加、24年度は約4億円とやや減少したものの、依然高い水準となっています。

このため、被害軽減対策として、ワイヤーメッシュ柵を中心とした防護対策をはじめ緩衝帯の整備による棲み分け対策、捕獲機器の整備による捕獲対策の3対策を推進し、平成24年度は約1,999kmの防護柵の整備のほか、686基の箱わなの整備などを進めています。

特にイノシシの生息域の拡大に伴い、被害地域も広がりを見せており、このままでは、営農意欲の低下につながり兼ねない状況であり、引き続き被害対策を推進する必要があるため、防護柵の設置をはじめとする被害防止対策に係る予算の十分な確保を望みます。

【2 実施隊活動の定額助成上限撤廃について】

○鳥獣被害防止実施隊の活動強化のため、補助事業における定額助成の上限を無くすとは

本県では、平成23年度、全21市町で鳥獣被害防止実施隊を設置して鳥獣被害防止の活動を強化しているところであるが、各市町の予算が十分ではなく、民間隊員の増員が進まず市町職員に業務負担が増している。

このため、実施隊の民間隊員の増員を促し、活動を促進することで被害防止対策がより効果的に推進できるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の推進事業での実施隊活動に関する定額助成の上限枠を拡大することを望みます。

【3 イノシシ対策に係る研究の推進について】

○イノシシ被害防止対策を実施するために必要な研究の推進とは

本県の鳥獣による農作物等への被害の8割は、イノシシによるものであり、3対策を総合的に推進しているところですが、生態等不明な点も多く、効果的な対策を取りにくい状況です。

また、新たにイノシシが侵入した島しょ部においては、初期段階での対策が急がれ、調査と同時進行で捕獲対策を進めているところですが、イノシシの行動パターンや生息頭数の推定、生息域の拡大などについて基本的なデータや予測手法が不足しているため効率的な対策を進めるのが困難な状況にあります。

このため、イノシシの生態研究をすすめ、繁殖抑制技術などの革新的に個体数を調整できる技術開発を図るとともに、生息頭数を推定する方法の開発や行動を解明する調査研究に取り組み、生息環境や分布行動調査に基づく効率的・効果的な捕獲技術の開発について国における試験研究を行うことを望みます。

【4 鳥獣保護法の改正に伴う予算の確保について】

○「保護」から「管理」への転換を図るために必要な予算の確保と国が自ら主体となって捕獲事業を実施するとは

現在、鳥獣対策としての捕獲は主に農作物被害の軽減を図るために実施しており、平成24年度にはイノシシ3万5千頭、シカ6千頭を捕獲しているところですが、依然として農地等へのイノシシ、シカの出没は収まらず、近年では、市街地周辺に出没するケースや森林被害や生態系被害も増加しており、捕獲対策の推進は喫緊の課題となっております。

今回の法改正に伴い創設される鳥獣の捕獲に関する事業の実効性を確保するために、シカやイノシシの生息状況の調査費、事業の委託料等必要となる費用に対し、国による新たな財政支援措置を講じていただきたい。

また、絶滅が危惧される希少動物ツシマヤマネコの保護を進める対馬においては、シカやイノシシの増加に伴いその生息環境が悪化しており、また西海国立公園として指定されている五島列島においても、シカの食害による土壌浸食が生じています。

これらの地域においては、国自らが主体となって鳥獣の捕獲に関する事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理を推進することを望みます。

64 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること



【1】この要望の背景・必要性は、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

このため、斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽建築物等が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。

また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

低所得者層が安定した生活を営むために良質な住宅ストックへの更新を行い良好な住環境を形成する必要があります。このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅で役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めています。しかし、地方自治体単独での財源確保が困難な状況にあります。

【2】本県が望むことは、以下のとおりです。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成27年度以降全体事業費：16,213百万円

国費要望額：7,563百万円

- 市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成27年度以降全体事業費：10,111百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額：1,158百万円

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 社会資本整備総合交付金の「地域住宅計画に基づく事業」について、予算の確保を望みます。

地域住宅計画に基づく事業

基幹事業：公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業

提案事業：公営住宅等の関連施設整備、駐車場整備、公営住宅建替事業に伴う移転費等

【3】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業について12地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。

長崎市（十善寺地区、江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）

佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）

- 市街地再開発事業について2地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図られます。

佐世保市（塩浜地区）

諫早市（栄町東西街区）

・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 公営住宅整備事業

県営深堀団地（長崎市）

- 公営住宅ストック総合改善事業

エレベーター設置高齢者対応改善事業（毛井首団地：長崎市）

（新田団地：佐世保市）外

65 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移(非常勤講師報酬分を含む)

(単位:百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25当初	H26当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,510	22,478	21,717	22,197
公立養護学校費	1,612	1,273									
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,510	22,478	21,717	22,197

△60億円 △62億円

全国で8,500億円の減額
方針が示され、そのうち
4,250億円をH17で減額

国庫負担割合
1/2→1/3

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- ・ 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- ・ 少人数学級の推進等教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在、国庫負担金及び地方交付税により、平成25年度の決算ベースで約94%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能により、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。

66 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

離島やへき地が多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

- 長崎県においては、昭和52年より広域交流人事を行っており、これにより本土部と離島部の教育格差は、全国学力・学習状況調査の結果においてわずかの差があるものの、以下の①～⑤のとおりほとんど見られません。

- ① 平成25年度長崎県学力調査において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成25年6月13日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	53.1点	62.8点	57.2点	53.3点
離島部	55.6点	64.9点	58.3点	53.0点

- ② 平成25年度全国学力・学習状況調査A問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成25年4月24日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	60.5点	76.5点	75.7点	62.8点
離島部	59.0点	75.9点	74.9点	60.1点

- ③ 平成25年度全国学力・学習状況調査B問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成25年4月24日実施)

	小国語	小算数	中国語	中数学
本土部	47.2点	57.3点	66.0点	40.4点
離島部	44.7点	54.2点	65.1点	38.1点

- ④ 広域交流人事開始当時と最近の高校等進学率を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

	昭和52年度	平成24年度
本土部	約92%	約98.7%
離島部	約85%	約98.4%

- ⑤ 広域交流人事により、本土部と離島部の教諭の平均年齢を比較すると以下のとおりです。

	小学校	中学校
本土部	46.2歳	44.5歳
離島部	45.6歳	43.0歳

H25.3.31現在の年齢

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 指定都市については、平成25年12月20日の「事務・権限の移譲等に関する見直しについて」（閣議決定）を踏まえ、県費負担教職員の人事権に加えて、市町村立小中学校等に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編制基準の決定について、都道府県から指定都市に権限を移譲するための関係法律が整備されているところです。
- ・ 市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされています。
- ・ 離島地域や過疎地域が多い本県では、現行法下において昭和52年度から広域交流人事を実施し、バランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきました。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 中核市や特例市などの大規模市においては、都市指向から応募者が集中し、教育水準の地域間格差の発生が懸念されます。
- ・ 児童生徒の減少により、教職員の定数が減り、大規模市以外の市町では年齢や教科などバランスのとれた人材確保が困難となるなど人事異動が硬直化し、学校運営に支障をきたします。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 平成20年4月に改正された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、同一市町村内の教職員の異動については、市町村教育委員会の意向が強く反映されるようになっていきます。
県費負担教職員に係る人事権については、本県のような特殊性や実情を十分に勘案し、慎重に検討されるよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 現行のとおり、県教育委員会が教職員人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図れます。
現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成にとって大きな後ろ盾となるものです。

67 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、いじめ・不登校等の多くの問題行動の解決に取り組むため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用は不可欠である。

このようなことから、配置を希望するすべての学校や市町に配置できるよう「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の補助率引き上げ、及び必要な予算を安定的に確保すること

1 配置状況について

(1) スクールカウンセラー等活用事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①配置	169校	173校	186校
②配置希望	221校	243校	260校
差(①-②)	△52校	△70校	△74校

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①配置	8市	9市	11市町
②配置希望	14市町	14市町	15市町
差(①-②)	△6市町	△5市町	△4市町

2 児童生徒の課題解決に向けて取り組んだ件数について

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
スクールカウンセラー等	17,771件	15,351件	17,307件
スクールソーシャルワーカー	340件	485件	681件

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案などが発生しており、社会全体が一丸となっていじめの問題に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の中で、「スクールカウンセラー等活用事業」については、平成20年度から国庫補助率が1/2から1/3に引き下げられ、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」ともに、平成25年度は当初計画していた必要額がほぼ措置されましたが、平成26年度は必要額が措置されない状況にあるため、配置時間の変更により対応せざるを得ない状況になりました。

本県といたしましては、報酬単価や配置時間数の減など、配置方法の工夫により、配置数を増加させておりますが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、配置できない学校等が増えています。

このようなことから、希望するすべての学校や市町に配置を行うとともに、カウンセリングに必要な時間を十分に確保することができるようにする必要があります。

【参 考】

1 予算について

【平成26年度】

(1) スクールカウンセラー等活用事業（1 / 3 補助）

当初計画 185,796,000円（補助対象経費）

交付予定額 180,900,000円（補助対象経費）

※当初計画の97%（内示は100%。スクールソーシャルワーカーへ配分変更予定）

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1 / 3 補助）

当初計画 25,836,000円（補助対象経費）

交付予定額 24,570,000円（補助対象経費）

※当初計画の95%（内示は76%。スクールカウンセラーから配分変更予定）

【平成25年度】

(1) スクールカウンセラー等活用事業（1 / 3 補助）

当初計画 174,042,000円（補助対象経費）

交付決定額 172,251,000円（補助対象経費）

※当初計画の99%（内示は100%。スクールソーシャルワーカーへ配分変更）

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1 / 3 補助）

当初計画 17,886,000円（補助対象経費）

交付決定額 17,886,000円（補助対象経費）

※当初計画の100%（内示は90%。スクールカウンセラーから配分変更）

2 報酬単価について（平成26年度）

○ S C 1時間 5,000円（H20年度まで5,500円）

○ 準 S C 1時間 3,000円（H20年度まで3,500円）

○ S S W 1時間 3,000円（H23年度まで3,500円）

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置できないこと、また、必要な予算が措置されない場合、配置校等における年間総時間数が減じることとなり、必要とされるカウンセリング等が十分確保できない状況になります。

さらには、スクールカウンセラー等の報酬単価の減により、優秀な人材が他の機関（病院等）へ流出するとともに、新たな人材の確保が困難となります。

このようなことから、必要な予算措置を行うことにより、カウンセリング等のための十分な時間を確保するとともに、人材の流出を防ぎ、優秀な人材を任用し、教育相談体制の充実を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを希望するすべての学校や市町に配置し、カウンセリング等に必要な時間を十分に確保することができるよう、補助率の引き上げと、確実な予算確保を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

希望するすべての学校や市町にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒や保護者への適切な働きかけが行われ、不安や悩みの軽減や、不登校・いじめ・暴力行為などの問題行動等の早期解消を図ることができます。

また、専門的な見立てを基にして、教職員への指導、助言等が行われ、児童生徒理解の深化や相談技能の向上等が図られるなど、学校における教育相談体制の充実が図られます。

68 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実を図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと
 - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
 - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバス運行に係る経費について、国による財政支援措置を講じること

○特別支援教育支援員配置状況

【市町立幼稚園、小・中学校】

区分	配置校（園）数				配置人数			
	幼稚園	小学校	中学校	計	幼稚園	小学校	中学校	計
H23	15	261	93	369	31	305	106	442
H24	17	270	91	378	33	334	112	479
H25	26	277	97	400	36	348	119	503

○特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25
医療的ケアが必要な児童生徒数	70	97	89	88	80
全児童生徒数	1,277	1,307	1,359	1,397	1,410
全体に占める割合	5.5%	7.4%	6.5%	6.3%	5.7%

○特別支援学校における看護師の配置状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25
看護師配置人数	8	9	9	12	12
医療的ケアを受けている児童生徒数	67	80	73	80	74

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

○スクールバス運行学校数及び予算額

学校数	スクールバス	
	運行	運行なし
24校（分校2校、分教室9室含む）	本校7校、分教室1室	本校6校、分校2校、分教室8室
H26年度スクールバス運行予算額	97,007千円	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 平成18年6月に学校教育法が改正され、特別支援学校はもとより、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校すべての学校において、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、「特別支援教育」を行うことが明記されました。
- ・ 近年、長崎県においても、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数が年々増加しており、「特別支援教育」に対する保護者の期待は大きいものがあります。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けて、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の理念を実現するため、必要な職員の配置を促進する必要があります。
- ・ 特別支援学校の幼児児童生徒数の増加や障害の重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎負担が大きいことなどから、通学手段としてスクールバス運行の要請が高まっています。
- ・ 本県は、離島やへき地などの交通不便地を多く有しており、特別支援教育の地域間格差が生じないようにするためにも通学環境を整備する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○特別支援教育支援員

- ・ 近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園等、小・中学校の通常学級にも多く在籍しています。
- ・ 国において、障害のある幼児児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、市町の厳しい財政状況等から、幼児児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

- ・ 近年、障害の重度・重複化により、全国的に医療的ケアが必要な児童生徒が県立特別支援学校に多く在籍している状況です。
- ・ 長崎県においては、医療的ケアが必要な児童生徒が多い県立特別支援学校8校に12名の看護師を配置していますが、医療的ケアの内容が重度化・複雑化している児童生徒が増えています。
- ・ 平成25年度、国においては、看護師配置事業に要する経費について、新たに地方財政措置を講じましたが、引き続き医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動の充実と、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための対策が必要です。

○通学手段の確保

- ・ スクールバスは、障害のある幼児児童生徒の通学環境の改善を図るうえで、大変有効な通学手段ですが、運行経費の負担は、都道府県の単独財源であり、大きな財政負担となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 特別支援教育の充実のため、次のことを要望します。
 - (1) 重要な役割を持つ「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数措置できるよう学校教育法等で明確に位置付けられ、国の責任において必要な財源が措置されること
 - (2) スクールバスによる通学環境の改善が図られるよう運行経費について、国による財政支援措置を講じること

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 「特別支援教育支援員」や「看護師」が学校教育法等で明確に位置付けられ、必要な財源措置が行われることによって、離島やへき地の学校においても配置が促進され、県内どこに住んでいても、同じような特別支援教育が受けられるようになります。
- ・ 通学手段の確保により、幼児児童生徒の通学環境が改善され、特別支援教育の機会の充実が図られます。

69 離島の学校教育の充実について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教員加配制度を創設すること

○複式学級の状況【平成25年度】（単位：校）

（小学校）	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	57	59
学校数	88	280
複式学級を有する学校の割合	64.8%	21.1%

（単位：校）

（中学校）	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	7	4
学校数	44	131
複式学級を有する学校の割合	15.9%	3.1%

○免許外教科担任発生の状況【平成25年度】（単位：校）

（中学校）	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	24	31
学校数	44	131
免許外教科が発生している学校の割合	54.5%	23.7%

○児童生徒数の減少（単位：人）

	離島部	本土部
平成20年度	12,023	114,685
平成25年度	9,962	102,927
減少数 （減少率）	△ 2,061 (△ 17.1%)	△ 11,758 (△ 10.3%)

※離島部は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の小中学校

○教員数の減少（単位：人）

	離島部	本土部
平成20年度	1,474	7,718
平成25年度	1,252	7,474
減少数 （減少率）	△ 222 (△ 15.1%)	△ 244 (△ 3.2%)

○養護教諭未配置の状況（平成25年度）

養護教諭未配置校17校のうち、4校が離島の学校

○学校事務職員未配置の状況（平成25年度）

学校事務職員未配置校19校のうち、14校が離島の学校

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいます。

離島の小規模校の多くが、複式学級の増加や中学校の免許外教科担任、養護教諭、学校事務職員の未配置といった教育課題を抱えており、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、その改善・解消が急務です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 本県の離島部の複式学級を有する小学校は、約65%に上ります。また、免許外教科担任が発生した中学校は、約55%と、いずれも本土部に比べ、著しく高い状況にあります。
- ・ 離島の小中学校の養護教諭未配置校は、4校にのぼり、本土部に比べ医療環境が脆弱な離島での養護教諭未配置の状態は、健康管理や緊急医療対応等において児童生徒や保護者の不安を抱かせる状況となっています。
- ・ 離島の小中学校の学校事務職員未配置校は、14校にのぼり、教頭や他の教員が担当することとなるため児童生徒と関わる時間を奪う状況となっています。
- ・ こうしたことから、離島の学校においては、本土の学校と同じ教育が受けられない、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、児童生徒の健康と安全の確保に課題があるなど、離島と本土の教育格差が広がっていく可能性があります。
- ・ 本県においては、複式学級支援や免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置など、可能な限り離島部の小中学校の支援を行っていますが、財源に限りがあることのほか、離島における人材の確保についても難しい状況です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

離島の厳しい自然的社会的条件に鑑み、複式学級、免許外教科担任、養護教諭未配置等を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消等により、離島部の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになり、教育水準の維持向上が図られ、本土部との教育格差が是正されます。
- ・ 島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島の定住を促進し、活性化を図る離島振興の重要な施策の一つです。

70 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

【提案・要望の具体的内容】

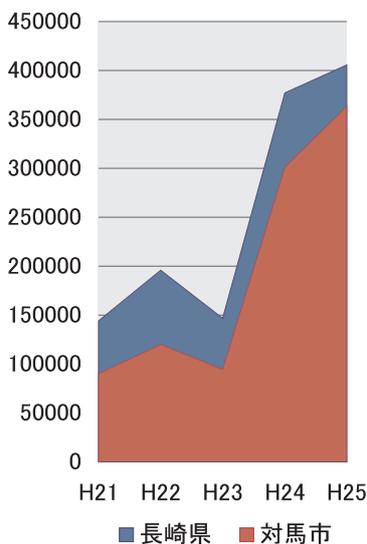
本県は、多くの離島を有し、離島地区に5警察署を設置して治安維持に当たっているが、離島署にあっては、有事の際の警察本部、隣接署等からの早期の応援が困難であることから、各種事案への迅速・的確な対応を図るためには体制の強化が必要である。

また、本県の治安情勢については、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、社会情勢等の変化により新たに県民が治安に対する不安を感じる事案等が発生していることから、これに対処し、更なる治安の向上を図るため、警察官の増員が必要である。

これらを踏まえ、以下のとおり、地方警察官増員について要望する。

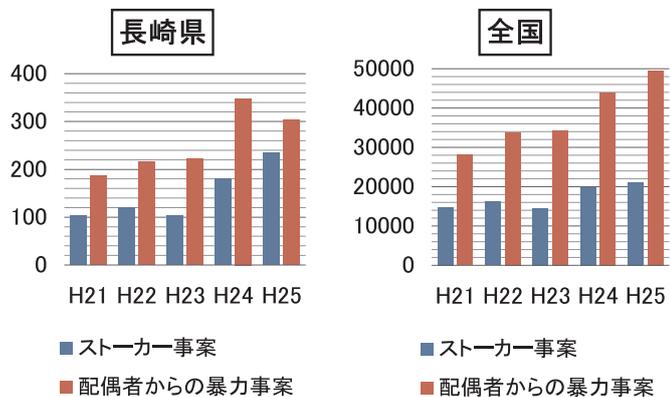
- 1 水際対策や外国人に係る各種警察事象に対処するための体制強化
- 2 人身安全関連事案に対処するための体制強化
- 3 警察安全相談業務の体制強化
- 4 被害者支援業務の体制強化
- 5 サイバー空間の脅威に対処するための体制強化

外国人入出国状況

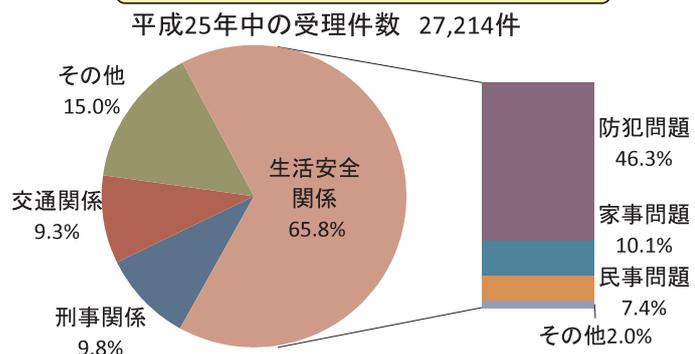


※対馬市は韓国人のみ

ストーカー・配偶者からの暴力事案に関する現状



警察安全相談の取扱い状況



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 1 本県は、多くの離島や長い沿岸線を有しており、国際海空港も多数あります。韓国（釜山等）との国際航路が複数ある対馬では、近年、韓国人観光客等が急増しており、それに伴って外国人に係る各種警察事象も増加しています。
- 2 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身安全関連事案は、近年増加傾向にあり、全国的には事態が急展開して重大事件に発展する事例も度々発生しています。
- 3 最近の複雑・多様化する社会情勢などを反映して、警察の相談窓口には多種多様な相談が日々数多く寄せられています。
- 4 年々、犯罪被害者等への支援が重要視されてきているところであり、また、犯罪被害者等のニーズは多様化している状況です。
- 5 サイバー空間は、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着しており、無料通話アプリやインターネットバンキング等、インターネット上で提供されるサービスはますます増加しています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 1 離島地区では、関係行政機関・自衛隊等との連携を図りつつ、民間団体や地域住民の協力を得ながら、沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策を実施しているところ、更なる徹底・強化を図るためには、体制の強化が必要です。
- 2 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、当事者だけでなく、家族や親族に対する保護対策も重視されているなど、この種事案に対する警察活動は多様化しており、事態に応じてより適切な対応を図るためには、体制の強化が必要です。
- 3 寄せられた相談の中には、事件化や緊急な措置を要するものもあり、常に当事者の立場に立ちその心情に配慮した迅速・的確な対応が求められていますが、相談内容は多種多様であり、適切に対応するためには体制を強化する必要があります。
- 4 犯罪被害者等への支援内容は事案ごとに異なることから、事件発生直後から、より犯罪被害者等の心情に配慮した途切れのない迅速・的確な支援を実施していくためには体制を強化する必要があります。
- 5 サイバー空間を利用した犯罪が急増しており、また、大規模なサイバー攻撃の発生が懸念される状況であるため、これらサイバー空間の脅威に的確に対処するための体制の強化が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策、外国人に係る各種警察事象への適確な対応を徹底・強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 2 人身安全関連事案への対応及び当事者等の保護対策を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 3 困り苦しむ人からの相談に対し、迅速・的確に組織的な対応ができる体制を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 4 犯罪被害者等に対するより適切な対応及び支援を行う体制を強化するための地方警察官の増員を望みます。
- 5 サイバー犯罪及びサイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止のための対策を強化するための地方警察官の増員を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 1 不法入出国等の犯罪防止の強化や外国人に係る各種警察事象への適確な対応がなされ、県民の不安の解消につながります。
- 2 当事者及び関係者の身の安全が確保され、被害の拡大防止または未然防止につながります。
- 3 寄せられた相談により適切に対応することができるようになり、当事者等の安全・安心に寄与します。
- 4 犯罪被害者等に対するより適切な支援につながり、犯罪被害者等の負担軽減や被害回復等が推進されます。
- 5 サイバー空間の安全・安心が確保され、インターネットの安全な利用につながります。

長崎県の現況

1 人口

○平成 22 年国調人口 1,426,779 人（平成 22 年国勢調査総務省発表速報値 [H23.10.26 公表]）

○前回（平成 17 年）国調との対比

・減少数 全国第 7 位 減少率 全国第 6 位

○国勢調査人口の推移（単位：人）

調査年	県計	指数
昭和 35 年	1,760,421	100
平成 7 年	1,544,934	88
平成 12 年	1,516,523	86
平成 17 年	1,478,632	84
平成 22 年	1,426,779	81

○離島の人口推移（単位：人）

調査年	本土	指数	離島	指数
昭和 35 年	1,432,825	100	327,596	100
平成 7 年	1,365,495	95	179,439	55
平成 12 年	1,348,443	94	168,080	51
平成 17 年	1,326,312	93	152,320	46
平成 22 年	1,289,796	90	136,983	42

※各年の本土と離島の数値は、平成 26 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定有人島の人口

2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 23 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

（単位：％）

	第 1 次産業	第 2 次産業		第 3 次産業
			うち製造業	
本県	2.8	18.4	13.5	78.8
国	1.2	24.3	18.6	74.5

国値：平成 24 年度版国民経済計算年報（平成 22 年暦年値）

3 産業活動の状況

①県内総生産額 44,094 億円（平成 23 年度）

②一人あたり県内総生産 3,111 千円（平成 23 年度）

③一人あたり県民所得 2,351 千円（平成 23 年度）

④産業別生産額

・観光消費額 2,869 億円（平成 24 年）

・農業産出額 1,422 億円（平成 24 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 900 億円（平成 24 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 17,750 億円（平成 24 年、全国第 36 位）

⑤有効求人倍率 0.78 倍（平成 26 年 2 月、全国 1.05）

⑥誘致企業数の年度別推移

H 6～H 10	H 11～H 15	H 16～H 20	H 21～H 25	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
				17	35	41	28	7

4 地域指定の状況（平成 26 年 4 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	12	10	16

※しまの数 594（うち法指定有人島 51）

5 県財政の状況

	単位	平成 24 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29140	0.45529	39
歳入に占める県税の構成比	％	15.9	24.8	38
歳入に占める交付税の構成比	％	32.3	24.6	9
自主財源比率	％	32.1	43.5	43
県民一人あたり県税	円	77,462	125,545	46
県民一人あたり地方債残高	円	856,560	691,898	20

6 市町村合併の状況

		H11.3.31 現在	H26.3.31 現在	減少率
		市町村数	市	8
町	70		8	—
村	1		0	—
計	79		21	73.4％
うち人口 1 万人未満		56	2	96.4％

[2014]

東日本大震災復興支援
第69回国民体育大会
長崎がんばらんば国体
平成26年10月12日(日)～10月22日(水)

東日本大震災復興支援
第14回全国障害者スポーツ大会
長崎がんばらんば大会
平成26年11月1日(土)～11月3日(月・祝)

君の夢 はばたけ今 ながさきから



がんばくん

らんばちゃん

[2016]

 第29回全国健康福祉祭ながさき大会

ねんりんピック長崎2016



長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい
平成28年10月15日(土)～18日(火)